

動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）（抄）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前																
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部 狂犬病組織培養不活化ワクチン（シード）</p> <p>1～4（略） 付記1～6（略） 付記7 酵素標識抗体 狂犬病ウイルスのGたん白を認識するモノクローナル抗体を、ペルオキシダーゼで標識したものについて、下記の希釈用液で動物医薬品検査所が指定した濃度に調整したもの。</p> <table><tr><td>100mL中</td><td></td></tr><tr><td>牛血清アルブミン</td><td>0.3 g</td></tr><tr><td>ポリソルベート20</td><td>0.05mL</td></tr><tr><td>リン酸緩衝食塩液</td><td>残量</td></tr></table> <p>450nmメンブランフィルターでろ過する。</p> <p>（略）</p>	100mL中		牛血清アルブミン	0.3 g	ポリソルベート20	0.05mL	リン酸緩衝食塩液	残量	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部 狂犬病組織培養不活化ワクチン（シード）</p> <p>1～4（略） 付記1～6（略） 付記7 酵素標識抗体 狂犬病ウイルスのGたん白を認識するモノクローナル抗体を、ペルオキシダーゼで標識し、凍結乾燥したものについて、下記の希釈用液で動物医薬品検査所が指定した濃度に調整したもの。</p> <table><tr><td>100mL中</td><td></td></tr><tr><td>牛血清アルブミン</td><td>0.3 g</td></tr><tr><td>ポリソルベート20</td><td>0.05mL</td></tr><tr><td>リン酸緩衝食塩液</td><td>残量</td></tr></table> <p>450nmメンブランフィルターでろ過する。</p> <p>（略）</p>	100mL中		牛血清アルブミン	0.3 g	ポリソルベート20	0.05mL	リン酸緩衝食塩液	残量
100mL中																	
牛血清アルブミン	0.3 g																
ポリソルベート20	0.05mL																
リン酸緩衝食塩液	残量																
100mL中																	
牛血清アルブミン	0.3 g																
ポリソルベート20	0.05mL																
リン酸緩衝食塩液	残量																